

横芝光町地域防災計画(本編)修正箇所一覧

資料2

	頁	編	章	節	修正内容	修正理由
1	地震津波―39	第2編 地震・津波編	第1章 災害予防計画	第 7節 土砂災害等予防計画 第4 河川、ため池施設の安全化	2 ため池等災害対策の欄中 「農業用ため池台帳」を整備し、」を削除する	「農業用ため池台帳」は補助金の交付要件の1つとしての側面が大きく、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づくものではなく、記載する必要がないため
2	地震津波―60	第2編 地震・津波編	第2章 災害応急対策計画	第 1節 災害応急活動体制 第2 動員基準及び配備内容	体制の種別及び配置内容表中、第1配備基準欄中 ・南海トラフ地震臨時情報～「発表したとき」を「発表されたとき」に改める 体制の種別及び配置内容表中、第1配備基準欄中 「・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る後発地震への注意を促す情報(北海道・三陸沖後発地震注意情報)が発表されたとき」を追加する	・他の表記と揃えて整合をとるため ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る後発地震への注意を促す情報(北海道・三陸沖後発地震注意情報)が発表されたとき」の警戒配備体制を、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」、「同(巨大地震注意)」と同等の第1配備とする。
3	地震津波―65	第2編 地震・津波編	第2章 災害応急対策計画	第 1節 災害応急活動体制 2 災害対策本部	(4)災害対策本部の設置場所【災害対策本部 各部の事務分掌】健康こども部の事務分掌表中 10「保育園の」を「保育所(園)・認定こども園の」に改める	町内の保育園のうち、町立の名称が保育所であり、また一部が認定こども園に移行したため
4	地震津波―85	第2編 地震・津波編	第2章 災害応急対策計画	第 1節 情報収集伝達計画 第4 被害情報等の収集・報告	2 県への地震災害情報の報告 (2)県に報告すべき事項【被害認定の基準】表中 その他被害 文教施設 欄中の「幼稚園」を「認定こども園」に改める	町内の幼稚園が、全て認定こども園に移行になったため
5	地震津波―128	第2編 地震・津波編	第2章 災害応急対策計画	第9節 救援物資供給活動 第5 緊急輸送	2 輸送 「また、車両による輸送が困難な場合には、」を「ただし、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣要請を行い、」に改める	令和6年1月30日付け、消防災第14号により消防庁国民保護・防災部防災課長より技術的助言として、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的活用を積極的に位置づけることとして見直し・修正するよう通知されたため
6	南海トラフ―12	附編2 南海トラフ地震防災対策推進計画		第 7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	10 ため池 「老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、」を削除する 「緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、」を「緊急連絡体制を整備するとともに、」に、「ハザードマップの作成・周知を促進する。」を「ハザードマップを作成・周知する。」にそれぞれ改める	・「ため池データベース」を整備するのは、決壊した場合に影響が大きい農業用ため池に限らないため (農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第3項) ・住民への周知は町の責務であるため推進や促進という文言がふさわしくないと考えられるため (農業用ため池の管理及び保全に関する法律第12条)
7	南海トラフ―16	附編2 南海トラフ地震防災対策推進計画		第10節 南海トラフ地震防災対策計画 第2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項	(2)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 イ 個別の計画において定める事項 d 学校、社会福祉施設を管理・運営する者 (7)「幼稚園、小・中学校等にあつては、」を「認定こども園、小・中学校等にあつては、」に改める	町内の幼稚園が、全て認定こども園に移行になったため
8		附編3 日本海溝・千島海溝海溝周辺型地震防災対策推進計画			第2編 地震・津波編 に 附編3 日本海溝・千島海溝海溝周辺型地震防災対策推進計画 を追加する	日本海溝・千島海溝海溝周辺型地震防災対策推進地域として指定され、「日本海溝・千島海溝海溝周辺型地震防災対策推進計画」の作成が必要となったため
9	風水害等―18	第3編 風水害等編	第2章 災害応急対策計画	第 3節 土砂災害予防計画 第8 ため池等災害対策	第8 ため池等災害対策 実施機関の欄中 「実施機関:県」を「実施機関:産業課、県」に改める 「県は、老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。」を 「老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。」に改める	・町が主体となるため、所管する産業課を実施機関に追加する。 ・「農業用ため池台帳」は補助金の交付要件の1つとしての側面が大きく、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づくものではなく、記載する必要がないため、地震編(39ページ)と整合をとり、同様の記載にする。
10	風水害等―52	第3編 風水害等編	第2章 災害応急対策計画	第 1節 災害応急活動体制 3 災害対策本部	(4)災害対策本部の設置場所【災害対策本部 各部の事務分掌】健康こども部の事務分掌表中 10「保育園の」を「保育所(園)・認定こども園の」に改める	町内の保育園のうち、町立の名称が保育所であり、また一部が認定こども園に移行したため